平成２９年（フ）第１３５号
宮城県加美郡加美町上狼塚字中北原８番地２
債務者　青沼　　誠
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
石川県加賀市松が丘１丁目９番地13　レジデンス松が丘201号室
債務者　小野　雄司
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第３号
石川県小松市今江町９丁目617番地２、従前の住所石川県加賀市湖城町３丁目192番地
債務者　橋本喜代子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第４号
石川県小松市今江町９丁目617番地２、従前の住所石川県加賀市湖城町３丁目192番地
債務者　橋本奈津美
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第５号
石川県小松市今江町３丁目844番地　プアレーション844　201、従前の住所石川県小松市井口町イ53番地
債務者　野村　優子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第２号
兵庫県揖保郡太子町天満山91番地２　太子天満山鉄筋住宅　７棟203号室
債務者　笠井　孝之
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第３号
兵庫県揖保郡太子町天満山91番地２　太子天満山鉄筋住宅　７棟203号室
債務者　笠井　和枝
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第４号
山口県岩国市川下町１丁目１番37号
債務者　杉山由美子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第７５８号
神戸市東灘区魚崎南町３丁目16番20号ファミリーマンション405号、前住所神戸市東灘区魚崎西町２丁目２番１―506号
債務者　須々木左良子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９８号
神戸市長田区大谷町３丁目４番14号
債務者　中川　大輔
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９８０号
神戸市垂水区城が山５丁目９番４号　第２太陽ハイツ18号
債務者　大西　弘子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３号
神戸市須磨区北落合１丁目１番315―204号
債務者　大内美智代
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６５号
沖縄県島尻郡南風原町字新川217番地　元気荘106
債務者　津波古綾香
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３８９号
沖縄県中頭郡西原町字小那覇635番地の５（ぐすくま商事第１小那覇マンション201号）
債務者　宜志富和子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７３８号
神奈川県厚木市関口775番地１　カインドネス関口106、前住所神奈川県厚木市下依知２丁目３番９号　サウスヴォーネン102
債務者　武山　謙次
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２３号
神奈川県小田原市穴部377　特別養護老人ホーム潤生園、住民票上の住所神奈川県小田原市蓮正寺406番地　ハイツソネットＣ号室
債務者　二宮　重雄
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部